パラメータ発明に関する
拒絶理由への対応の日中比較

明確性 新規性 進歩性 サポート要件 実施可能要件

2026 年 11 月 3 日現在｜2026 年 11 月 4 日修正版

GPT-6 Astra

要約

日中のパラメータ発明実務は、測定可能な数値で請求項を限定するだけでは足りず、その数値を実現する手段と、請求範囲を正当化する技術的根拠を求める点で共通する。日本でも、新規性の「一応の合理的な疑い」、数値限定の進歩性、サポート要件が問題となる。中国だけが特別に厳しく、日本では比較的容易に権利化できる、という整理は適切でない。[1][4][6]–[8]

実務上の大きな相違は、登録後の修正余地にある。中国の無効宣告手続では、追加する限定の根拠を、原則として登録時の請求項に確保しておく必要がある。日本では、明細書等に記載した事項を基礎とする減縮訂正の余地があるが、新規事項の追加や実質的な拡張・変更は許されない。[4][10]

優先して実行する事項

測定の再現性を確保する：パラメータの定義、規格の版、試料調製、測定条件、計算・集計方法を一体として記載する。

範囲の根拠を作る：中央の成功例だけでなく、境界付近、異なる材料・工程、範囲外の比較例を使い、一般化の根拠を説明する。

拒絶理由を分けて反論する：新規性には引用発明との相違、進歩性には容易想到性と効果、記載要件には当初開示と技術常識を対応させる。

中国向けの減縮案を請求項に残す：好適な部分範囲、構造・組成、工程に由来する物性を従属請求項として段階的に用意する。

対象と読み方

朱丹・王銘浩「中国審査実務におけるパラメータ発明に関わる拒絶理由への対応策」を起点に、日本法と比較する。[1] 物性値、性能値、比率及び複数変数の関係式を主な対象とし、登録後の無効対応まで扱う。事例から導く日本での評価は比較検討であり、同一案件の日中での実際の審決・判決の比較ではない。本文の番号は末尾の参考文献に対応する。

1 日中の法的枠組みと実務上の相違

「パラメータ発明」は独立の法定類型ではない。どの数値が新しいかだけでなく、その数値が特定する発明全体について、通常の特許要件と記載要件を適用する。[2]–[4][6]–[8]

論点	中国	日本
明確性	専利法 26 条 4 項。定義と測定により保護範囲を確定。	特許法 36 条 6 項 2 号。明細書・図面と出願時の技術常識も参酌。
新規性	22 条 2 項。パラメータから従来品との相違を確認できるかが問題。	29 条 1 項。対比困難な場合の一応の合理的な疑いと、その説明が重要。
進歩性	22 条 3 項。最も近い先行技術、相違点と実際の課題、技術的示唆を検討。	29 条 2 項。動機付け・設計変更等と、阻害要因・有利な効果を検討。
サポート	26 条 4 項。開示から合理的に一般化できる範囲か。	36 条 6 項 1 号。課題解決を認識できる範囲に請求項が収まるか。
実施可能性	26 条 3 項。技術案の実施及び課題解決を十分に開示。	36 条 4 項 1 号。物の発明では作れること・使用できることを検討。
出願中の補正	33 条。原明細書・請求項の記載範囲を超えない。	17 条の 2。新規事項禁止に加え、時期に応じた制限。
登録後の減縮	無効手続では原則として登録請求項にある特徴を用いる。	明細書等を根拠とする訂正の余地。ただし法定要件を満たす必要。

審査と無効を区別する

出願審査における拒絶理由通知の運用を、そのまま無効手続の立証ルールと扱わない。無効手続では、請求人の証拠、権利者の反証、訂正の可否及び手続期限を改めて検討する。原論文の多くの事例は無効段階のものであり、出願段階の採否を直接示す統計ではない。[1][4][10]

2 明確性と測定方法

共通する判断の中心

中国では、製品を構造で明確に表せない場合の物理・化学パラメータによる特定が認められ、当業者がその値を明確かつ確実に確定できることが求められる。日本では、機能・特性等による特定自体を排除せず、用語の意味と発明の範囲を理解できるかを判断する。[1][4][6]

「平均粒径」「粘度」「バリ長さ」のような一般的な名称でも、数平均・体積平均、せん断速度、測定位置などで値が変わる。規格を引用しただけで、選択可能な条件がすべて決まるとは限らない。反対に、技術常識から方法が定まる場合まで、あらゆる条件の明記を一律に要求するものでもない。[1][6]

明細書に記載する事項	記載内容の例
対象と定義	製品全体か一部か。平均値・最大値の別。数式の変数、単位、分母。
規格と試験方法	規格番号及び年版。複数の方法がある場合の選択。独自法との差異。
試料と前処理	採取位置、試料数、乾燥・調湿、粉砕、濃度、試験片寸法。
測定条件	温湿度、荷重、速度、時間、装置の原理と設定、校正。
データ処理	繰返し数、平均化、外れ値、丸め、有効桁、境界値の判定方法。

日本での拒絶理由への応答

まず、審査官が不明とする点を、①用語の意味、②測定方法、③境界判定のどれかに特定する。当初明細書の段落、図面、出願時の規格や教科書を対応付け、当業者が一義的に理解できる理由を説明する。補正が必要なら、当初開示から導ける定義・条件に限る。[6][9]

後から有利な測定法を選び、その方法を出願時から採用していたことにする対応は避ける。実験証明は当初記載の意味や再現性を確認するために使い、欠けた測定法を新たに作り出す手段として扱わない。

添付論文のバリ長さ事例から得られる示唆

第 53229 号の紹介では、測定対象について本文と図面の不整合があり、さらに条件範囲内の「いずれか」で要件を満たせばよいのか「すべて」で満たす必要があるのかが問題となった。日本でも、単なる測定誤差とは別に、請求項の意味を確定する問題として点検すべきである。[1]

3 新規性と引用発明との対比

新しい指標を設けても従来品は新しくならない

既知の製品に、従来測定されていなかった物性値を付しても、その製品自体が同じなら、新規性を直ちに生むものではない。中国のパラメータ特定品の取扱いと、日本の機能・特性等で特定した物の取扱いは、この点で共通する。[1][4][7]

日本では、引用発明との厳密な対比が困難なときでも、単に「比較できない」というだけで拒絶するのではなく、新規性又は進歩性が否定される一応の合理的な疑いが必要であり、その理由を通知に示す。対応の中心は、その疑いを生じさせた技術的前提の検証である。[7][16]

反論の準備は次の順序で進める

引用発明を具体化する：引用文献のどの実施形態が対象かを確認し、離れた実施形態から条件を寄せ集めた認定になっていないか調べる。

同一とされる理由を特定する：組成、分子量、粒度、冷却速度、加工履歴など、対象パラメータを決める因子を一覧化する。

未開示の指標と製品の相違を区別する：単にパラメータ名がないという主張ではなく、値が異なること、又は同じ値になる推論が成り立たないことを示す。

必要な追試を選ぶ：引用例を忠実に再現し、同じ測定法で比較する。再現条件の選択根拠、ばらつき、元データを保存する。

中国事例を日本の反論に置き換える

原論文の第 560904 号では、原料となる二価フェノールの相違から分子鎖の形態及び固有粘度の同一性を確認できないことが重視された。日本でも、原料の差が物性の差につながる因果関係を説明する材料になる。ただし、原料が違うだけで製品の相違が必ず認められるわけではない。[1]

他方、第 584361 号のアルミニウム合金事例では、パラメータに影響する冷却速度を含む工程の一致が不利に働いたと紹介される。日本でも、引用例の再測定で範囲内に入る場合には、新規性の反論を続けるより、別の構造・組成上の差を伴う請求項への減縮を検討する。[1]

実務上の留意点：ある一回の追試で範囲外になったことだけで、引用例が請求範囲内の製品を開示しないと断定しない。再現の忠実性と、通常生じる変動を含めて評価する。

4 進歩性と数値範囲の技術的意義

日本の数値限定発明の扱い

主引用発明との違いが数値限定だけなら、通常の最適化又は好適化と評価されやすい。これに対し、範囲内で生じる有利な効果が、異質又は際立って優れ、出願時に予測できない場合は、進歩性を支える。効果に依拠する場合は、範囲全体について説明する必要がある。[7]

「臨界的意義」はすべてのパラメータ発明に一律に要求されるものではない。相違が数値限定の有無だけで課題も共通する場合には、範囲の内外で量的に顕著な差が問題となる。課題が異なり、効果が異質である場合は、同じ意味での臨界的意義は要求されない。[7]

中国の判断と 2026 年施行改正

中国の三歩法では、最も近い先行技術を定め、相違点とその作用から実際の技術課題を認定し、先行技術に解決への示唆があるかを検討する。パラメータが何を改善するかが不明なときは、技術的貢献を説明しにくい。[1][4]

2026 年 1 月 1 日施行の改正は、進歩性を技術案全体として評価し、課題解決に寄与しない特徴は、請求項に加えても通常は進歩性に影響しないことを明記した。これはパラメータ発明だけの規制ではないが、関係のない数値を追加する補正では足りないという実務上の注意につながる。[5]

また、先行技術への貢献をもたらす技術的特徴は、明細書に記載するだけでなく、保護を求める請求項に反映させる必要がある。請求項に記載されていない特徴は、明細書に記載があっても、進歩性の評価では考慮されない。[5]

主張したい事項	有効な説明又は試験の設計
単なる最適化ではない	先行技術の検討方向、阻害要因、予測できない現象を具体化。
数値範囲が効く	組成・工程をできる限り揃え、範囲内外及び境界付近を比較。
組成とパラメータの組合せが効く	一方のみを満たす例との比較。相互作用を合理的に説明。
請求範囲全体で効果がある	端部、代表的な材料差、製造条件差を検証し、未試験部分への一般化を説明。

これらは推奨する立証設計であり、特定の実験数やすべての比較パターンが法律上必須という意味ではない。また、顕著な効果がなければ常に進歩性がないわけでもなく、まず構成の容易想到性を検討する。

5 サポート要件と範囲の一般化

日本で問われること

日本のサポート要件は、明細書に同じ文言や数値範囲があるかという形式的照合にとどまらない。明細書の説明と出願時の技術常識から、当業者が課題を解決できると認識する範囲に、請求項が収まるかを判断する。[6]

境界値そのものの実験がないことだけで直ちに違反になるわけではない。予測可能性の高い分野で合理的に一般化できる場合と、材料・食品等の複雑な系で実験の裏付けが必要な場合を区別する。上限のない請求項も、その全体を技術的に説明できるかという観点で検討する。[6][11][12]

日本の代表例から読み取る限界

偏光フィルム事件では、完溶温度と平衡膨潤度の二変数を使った境界式について、少数の具体例からその式で囲まれる範囲を裏付けられず、サポート要件違反とされた。出願後の実験データで当初開示の不足を補うことも認められなかった。核心は実施例の個数そのものより、その範囲を正当化できるかにある。[11]

トマト含有飲料事件では、糖度、糖酸比、グルタミン酸及びアスパラギン酸の合計含有量という三つの指標による範囲と、所望の風味との関係が問題となった。官能評価の方法や結果の意味まで吟味され、サポート要件が否定された。「数値を満たす例がある」ことと「範囲全体で課題解決を認識できる」ことの違いが表れている。[12]

中国との比較

原論文の圧縮機事件及び歯ブラシ事件は、広い又は開放された数値範囲のうち、効果を合理的に認められない部分を含むことを問題として紹介する。日本の実務にも通じるが、そこから「必ず上下限を入れる」「実施例の最大・最小値の間しか請求できない」と一般化するのは適切でない。[1][6]

反論と減縮の組み立て

課題、課題を解く構成、実施例、範囲外例及び技術常識の関係を示す。未試験部分でも同じ原理が働くなら、その根拠を説明する。説明できない材料群・範囲・構造を含むなら、当初開示に基づく減縮を検討する。効果のない態様を、根拠のない「ただし書」で事後的に除外しない。[6][9]

性能値で限定していることだけをもって、要件充足を自明としない。「所望の性能をもつ製品」のうち、どこまでを発明として開示したかを説明する必要がある。

6 実施可能要件と製造条件

測れることと作れることは別の問題

測定法が完全に決まっていても、その数値を満たす製品の製造方法が分からなければ、実施可能性は別途問題となる。日本では、物の発明について、当業者が明細書と技術常識に基づいて作り、使用できる程度の開示を求める。[8]

中国の司法解釈は、技術案を実施できない場合に加え、実施しても課題を解決できない場合、課題解決の確認に過度の労力を要する場合を挙げる。日本と問題意識は重なるが、条文ごとの判断対象を混同してはならない。[13]

相関する複数パラメータの開示

原論文の第 567371 号では、相互に影響する粒度パラメータについて、分級・混合という一般的な説明だけでは、当業者が所望値を同時に達成するための調整方法を理解できないことが問題となった。一方、第 50123 号では、独立性のある電極ごとのパラメータを通常の調整で実現できると判断されたと紹介される。[1]

日本でも、「任意に調整する」「適宜設定する」だけで足りるかは、当業者の能力と予測可能性による。次の対応表を作ると、製造説明の不足を見つけやすい。

記載項目	開示すべき関係
調整因子	配合、分子量、粒度分布、乾燥温度、圧力、延伸倍率など。
変化の方向	どの因子を増減すると、どのパラメータがどう動くか。
相互作用	一方を動かすと他方も動く場合の調整順序や工程条件。
具体的な再現経路	原料の仕様、実際の操作条件、得られた物性値と効果。
適用限界	適用できない材料、条件、モデルの仮定と実物とのずれ。

公表一次資料で確認できる中国のガラス事件

最高人民法院の（2022）最高法知行終 361 号では、ガラスが計算上の応力条件を満たすだけでなく、脆性限界を下回るという請求項の条件も実現しているかが問題となった。製造例はあっても、後者を確認する開示が不十分として判断された。日本で応答する場合も、各パラメータ要件の達成を個別に確認する視点が有効である。[14]

サポート要件とは分けて扱う：日本の審査基準は、両要件の趣旨・内容が異なり、一方の違反から他方の違反が必然的に導かれるわけではないと明記する。[8]

7 出願後の実験データの使い方

後出しデータについては、提出できるか、審査・審理の対象になるか、何を証明できるかを分けて考える。受け付けられることと、記載不備を治癒できることは同じではない。[4][6]–[8][13]

目的	日本での位置付け	中国での位置付け
引用例との相違	引用例の再現・測定により、同一性の推論へ反証。	同一品との推定を技術的・実験的に争う。
有利な効果の確認	当初明細書に記載、又は推論できる効果を裏付ける。	当初の公開内容から得られる効果の立証が基本。
一般化の裏付け	当初開示及び出願時の技術常識に照らして、請求範囲まで一般化できたことを説明する。ただし、当初開示の不足を出願後の実験結果によって埋め合わせることはできない。	当初開示の範囲と、補足で証明する事項との関係を検討。
製造開示の補充	本質的な実施手段の欠落を後から埋めることは不可。	当初開示を基礎に審査。未知の実施手段の創設とは区別。
測定法の新設	当初根拠なく新方法を選ぶと、新規事項・明確性の問題。	当初開示との整合及び補正の許容範囲を確認。

中国では化学分野の明文規定を正確に使う

審査指南第 2 部分第 10 章 3.5 は、補足実験データを審査し、その証明する効果が当初公開内容から得られるものであることを求める。薬品の例には、製造例、用途、試験法が記載されている場合の効果データ補足もある。[4] 司法解釈 10 条の明文は薬品特許出願に関するものであり、あらゆる分野のサポート不備を事後データで治せるとの根拠にはならない。[13]

提出資料に含める実務項目

何の争点を証明するかを最初に示し、当初明細書の対応箇所、試料の同一性、対照例、実験手順、装置・条件、繰返し数、ばらつき、元データ及び作成者を揃える。官能評価では、評価尺度、評価者の選定、盲検化の有無、集計方法を明示し、元の評価との比較可能性を説明する。

第三者試験は信用性を高める選択肢だが、一律の必須条件ではない。反対に、社内試験であることだけを理由に当然に排斥されるものでもない。中国司法解釈 11 条も、真正性が争われた場合にデータの由来・形成過程を立証することを求めている。[13]

8 補正及び登録後の訂正

出願中と登録後で判断を切り替える

中国の出願中の補正には専利法 33 条が適用される。登録後の無効宣告手続については、審査指南がさらに、原則として登録請求項に含まれない技術的特徴の追加を認めない仕組みを定める。原論文の「請求の範囲の開示情報に限られる」との注意は、主として後者の場面で理解すべきである。[1][3][4]

日本では、出願中の補正に 17 条の 2、登録後の訂正に 126 条、無効審判中の訂正請求に 134 条の 2 等が関係する。訂正には、減縮等の目的、新規事項禁止、実質的な拡張・変更の禁止などの条件がある。独立特許要件の適用関係は手続と対象請求項に応じて確認する。[2][9][10]

保存場所と内容	中国の無効対応	日本の訂正対応
明細書だけの狭い範囲	後から追加できると予定しない。登録請求項に残す設計を優先。	減縮の候補になり得る。ただし新規事項や範囲変更等を確認。
従属項の構造・組成	更なる限定の重要な根拠となる。	減縮案を具体化しやすい。
実施例の一点の数値	単に記載があるだけで無効段階の追加を保証しない。	孤立した数値から任意の区間を作れるとは限らない。
出願後に見いだした、当初明細書等から導けない条件	当初開示の範囲を超える条件は追加できない。無効段階では、さらに補正方式等の制限を確認する。	当初明細書等との関係で、新たな技術的事項を導入する補正・訂正は認められない。

日本の新規事項判断：条件を発見・認識した時期ではなく、当初明細書等の全体から当業者が導く技術的事項との関係で、新たな技術的事項を導入するかによる。明示的な記載がないことだけで、直ちに新規事項になるわけではない。[9]

共通明細書と国別請求項の設計

共通明細書には、広い範囲、好適範囲、さらに狭い範囲と、それぞれの効果・製造条件の関係を説明する。中国では、残したい構造・組成・部分範囲を従属請求項に具体化し、登録時に維持することを重視する。日本でも、複数の減縮候補を文章と実施例の両面で裏付けておく。

一つの実施例から温度だけを取り出し、別の実施例から比率だけを取り出して組み合わせる補正は、元の開示と異なる技術事項を導入するおそれがある。候補範囲と組合せは、出願時に技術的にまとまりのある形で記載する。[4][9][10]

優先権の留意点：外国出願や PCT 出願時に追加したデータ・構成について、最初の出願日が当然に維持されるとは限らない。どの請求内容が基礎出願に開示されていたかを別途点検する。

9 添付論文の事例を日本で検討する視点

次表の中国案件の紹介は原論文による。日本欄は、日本の審査基準に照らした検討事項であり、日本での実際の審決・判決の結論を示すものではない。[1][6]–[8]

中国の事例	原論文が示す論点	日本で優先する検討
第 53229 号 バリ長さ	本文と図面の対応、条件範囲の意味が不明。	測定対象と「いずれか／すべて」の解釈を確定。
第 564757 号 休止角	規格指定後も測定条件等を問題視。著者は疑問を提示。	規格の選択肢、環境条件、実際の変動が境界判定に影響するか。
第 560904 号 共重合体	原料等の相違から、固有粘度の同一性を認定する根拠が不十分と判断。	同一性を疑う具体的根拠と反証。
第 561926 号 調味料	pH と保存後の香気との関連を裏付けにくい。	範囲内外の比較、他因子の影響、最適化との区別。
第 567371 号 負極板	相関する複数パラメータの同時制御が不明。	製造・調整手段の具体性と過度の試行錯誤。
第 50123 号 電池	一般的因子による独立した値の調整を肯定。	技術常識により実施できることの立証。
2023 年知行終 37 号 圧縮機	比率の上限側に課題を解けない態様を含む。	開放範囲の合理性。上限欠如だけでなく全体の裏付け。
2023 年知行終 1083 号 歯ブラシ	実施例から離れた端部及び補足の官能評価が問題。	外挿の根拠、元試験と追加試験の比較可能性。
第 586177 号 合わせガラス中間膜	効果を表す性能要件だけでは範囲を支えにくい。	達成手段、実施可能性、請求範囲全体のサポートを別々に点検。

第 564757 号に関する著者の批判的見解は、確定した一般的判断基準とは区別する。また、第 585002 号の紹介と、本報告で一次資料を確認した（2022）最高法知行終 361 号は、手続の同一性を前提にせず、別の出典として扱う。[1][14]

10 添付論文の提言を適用する際の留意点

一般論として条件を補うべき事項

上下限の設定：両端を定めることは有力な対策だが、一方の限界を記載しないこと自体が一律の無効理由ではない。技術的に意味のある範囲と、全体の裏付けを検討する。[6]

性能パラメータの使用：性能を請求項に書くことを一般に避ける必要はない。構造・組成では表しにくい発明の保護に有効である。結果だけを掲げ、達成手段や一般化の根拠を欠くことが問題になる。[4][6][8]

比較例とメカニズム：十分な比較例は有効だが、特定の比較例一式や完全な機序解明が常に必須ではない。実験、技術常識及び合理的説明を組み合わせる。[6][7][11]

新規性と進歩性の区別：同一の製品例が見つからないことは、進歩性を当然に意味しない。既知の手段による容易想到性を別に検討する。[7]

権利範囲の広狭：機能・特性による記載は複数構造を包含し得るが、構造要件にパラメータを追加する場合は通常、その分だけ範囲が狭まる。「パラメータを入れると必ず広い」とは評価しない。

無効率データの読み方

原論文は、商用データベースに基づき、新規性・進歩性関連の全部無効率や、実施可能要件・サポート要件を含む案件の無効割合の上昇を紹介する。ただし、検索語、年代、争われた特許の構成、データの欠落、無効理由の重複等の影響がある。サポート関連の集計は一部無効も含み、実施可能性関連の全部無効とは母数・定義が異なる。[1]

したがって、これらの数字だけで中国の審査厳格化の大きさや日中の優劣を定量比較しない。日本で同じ抽出条件のデータを揃え、分野・特許年代・請求理由を調整した分析が必要となる。

用語上の修正

原論文 53 頁は CPVC を「chlorinated polyvinyl chloride」と展開するが、対象として挙げる CN104838519B では、CPVC は Critical Pigment Volume Concentration、すなわち臨界顔料体積濃度を意味する。本報告では特許公報の定義に従う。[1][15]

原論文 60 頁の歯ブラシ事例は、追加実験資料の提出者と作成者の記述に不整合がある。この箇所は提出主体を断定せず、元試験との比較可能性及び資料の信用性という実務上の論点として取り扱う。[1]

11 出願前と拒絶理由対応の実務手順

出願前のチェックリスト

確認事項	準備する成果
何を保護するか	物性の発見と、新しい製品・製法の創作を分けて説明。
他人も同じ値を測れるか	試験仕様書。単位、年版、前処理、集計、境界判定まで記載。
所望の値を再現できるか	製造条件と測定結果の対応表。複数パラメータの同時制御法。
範囲を一般化できるか	境界付近、代表的変動、範囲外例と、未試験範囲の説明。
従来品と違うか	公知品・引用例との構成比較及び必要な再現試験。
減縮先を残したか	好適範囲、具体的構造・組成、実施形態に即した従属請求項。

請求項設計の概念例

材料発明なら、独立請求項で「構造又は組成」と「客観的に測定できる物性範囲」を組み合わせ、従属請求項で狭い物性範囲、特定材料群、より具体的な構造等を段階化する。性能値を用いる場合は、その達成手段と範囲の根拠を明細書に対応付ける。以下は設計の型であり、そのまま提出する請求項案ではない。

独立項：構成 A 及び構成 B を備え、定義した測定法 M により求めた物性 P が開示済みの範囲にある製品。

従属項：P の好適部分範囲、A の具体的材料・構造、B の含有量・配置等を、それぞれ当初開示と実験に対応させて限定。

別カテゴリー：技術的価値がある製造手順は、製造方法の請求項としても検討する。

拒絶理由通知を受けた後の順序

①引用発明及び請求項解釈を固定する。②指摘を明確性、新規性、進歩性、サポート、実施可能性に分ける。③当初記載と技術常識だけで説明できる範囲を確認する。④不足する証明目的に限って追加試験を設計する。⑤補正の法的根拠と範囲を確認し、主位の反論と減縮案を準備する。

企業の研究開発部門には試験・製造の再現性、知財部門には請求範囲と証拠の対応、中国代理人には登録時の従属項と無効段階の修正可能性を確認してもらう。この分担により、権利化時の説明と、将来の権利維持に必要な説明を揃えられる。

12 参考文献

初版に記載された公開資料の確認日は 2026 年 11 月 3 日。修正版では、指摘事項に関係する資料[4][5][6][9][12]を 2026 年 11 月 4 日に再確認し、参考文献[12]の URL を更新した。条項・節番号を優先して参照されたい。中国の個別案件のうち原論文に依拠するものは、本文でその旨を示した。中国語資料の説明は本報告における要約である。

[1] 朱丹・王銘浩「中国審査実務におけるパラメータ発明に関わる拒絶理由への対応策」『パテント』79 巻 9 号、2026 年、51–62 頁。ユーザー提供 PDF 及び Word。論文の書誌・重要箇所は PDF で確認。

[2] 日本国「特許法」昭和 34 年法律第 121 号。29 条、36 条、17 条の 2、126 条、134 条の 2 等。e-Gov 法令検索。
https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC0000000121

[3] 国家知識産権局「中華人民共和国専利法（2020 年修正）」。22 条、26 条、33 条。2020 年 11 月 23 日掲載。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_97_155167.html

[4] 国家知識産権局『専利審査指南（2023）』、局令第 78 号。第 2 部分第 2 章 3.2.1・3.2.2、第 3 章 3.2.5、第 4 章、第 10 章 3.5・4.3・5.3、第 4 部分第 3 章 4.6（特に 4.6.1「修改原則」、4.6.2「修改方式」）等。2024 年 1 月 20 日施行。次の掲載頁から公式 PDF に接続できる。2026 年施行改正は[5]と併読。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html

[5] 国家知識産権局「国家知識産権局関於修改〈専利審査指南〉的決定」、局令第 84 号。2026 年 1 月 1 日施行。特に第 2 部分第 4 章 6.4 の改正。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/14/art_99_202568.html

[6] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第Ⅱ部第 2 章。第 2 節「サポート要件」、第 3 節「明確性要件」。本文では判断の基本的考え方、機能・特性の記載、反論・釈明の取扱いを参照。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0200.html

[7] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第Ⅲ部第 2 章。第 2 節 3.2.1「引用発明と比較した有利な効果」、第 4 節 2「作用、機能、性質又は特性を用いて物を特定しようとする記載がある場合」及び 6「数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合」。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/03_0200.html

[8] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第Ⅱ部第 1 章第 1 節「実施可能要件」。特に物の発明、サポート要件との関係、4.2「出願人の反論、釈明等」。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0100.html

参考文献 続き

[9] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第Ⅳ部第 2 章「新規事項を追加する補正」。出願当初の明細書等から導かれる事項の範囲について。該当章の本文を参照。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/04_0200.html

[10] 特許庁『審判便覧』38-03「訂正要件」。訂正目的、新規事項、実質的拡張・変更、独立特許要件。
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/sinpan-binran/38.pdf

[11] 知的財産高等裁判所大合議判決、平成 17 年 11 月 11 日、平成 17 年（行ケ）第 10042 号「偏光フイルムの製造法」。サポート要件、二変数の範囲、出願後データの扱い。
https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/10042.pdf

[12] 知的財産高等裁判所判決、平成 29 年 6 月 8 日、平成 28 年（行ケ）第 10147 号「トマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法」。特に請求項の記載（3 頁）及び判決 56 頁以降のサポート要件の検討。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86825.pdf

[13] 最高人民法院「関於審理専利授権確権行政案件適用法律若干問題的規定（一）」、法釈〔2020〕8 号。2020 年 9 月 12 日施行。6–11 条及び 13 条。採択前の意見募集稿と区別して参照。
https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/254761.html

[14] 最高人民法院（2022）最高法知行終 361 号。イオン交換ガラスに関する発明特許無効行政事件。最高人民法院知識産権法庭公表判決本文。応力条件及び脆性に関する十分な開示を検討。
https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-4654.html

[15] 中国特許公報 CN104838519B「非水系二次電池用隔膜及非水系二次電池」。明細書の CPVC の定義及び Vf/CPVC に関する記載。Google Patents 収録の公報本文を参照。
https://patents.google.com/patent/CN104838519B/zh

[16] 特許庁『特許・実用新案審査ハンドブック』第Ⅲ部、3219・3220。機能・特性等の記載により引用発明との厳密な対比が困難な場合の、一応の合理的な疑い。掲載頁の更新日 2026 年 7 月 1 日。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/